重　要　事　項　説　明　書

1. 施設経営法人

（1）法　人　名　　社会福祉法人　喜峰会

（2）法人所在地　　石川県能美市下ノ江町イ 201 番地 1

（3）電 話 番 号　0761-56-0096

（4）代表者氏名　　理事長　　清水　敏邦

（5）設立年月日　　平成 15 年 9 月 12 日

2. ご利用施設

（1）施設の種類　　軽費老人ホーム

（2）施設の目的　　老人福祉法（平成 6 年法律第 56 号）の理念に基づき、高齢者に対し適切なサービスを提供することを目的とする。

（3）施設の名称　　ケアハウス メゾン スワニエ

（4）施設の所在地　石川県能美市下ノ江町イ 207 番地

（5）電 話 番 号　0761-56-0011

（6）代表者氏名　　理事長　清水　敏邦

（7）当施設の運営方針

ケアハウスは、居室であることを踏まえつつ、高齢者の特性を配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本としながら日常生活上必要な便宜を供与し、入居者が活き活きと健康で楽しい生活ができるよう配慮し、各種サービスを提供することを目的とする。

(8) 開設年月日　平成 23 年 10 月 14 日　（介護型：平成 26 年 8 月 1 日）

(9) 入 所 定 員　30 人　（一般型 10 名　介護型 20 名）

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備等をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備　考
個室（1 人部屋）	26 室	全室トイレ・ミニキッチン・収納棚・エアコン・ナースコール・ジャック(ＴＶ,電話)・ベランダ付
夫婦部屋	2 室	全室個室同様設備・個別浴室・2 人用食卓付
ダイングスペース リビングスペース	各 1 ヵ所	4 人がけテーブル・ソファー・60 型３ＤＴＶ・ＤＶＤ(スピーカー付)等
談話スペース 喫茶スペース	各 1 ヶ所	ソファー・2 人がけテーブル 喫茶対応カウンター・椅子等

キッチンスペース	1ヶ所	調理用厨房機器一式　他
娯楽スペース	2ヶ所	屋外用４人がけテーブル等
大浴室	2ヶ所	男女別（その他、共用個別浴室２ヶ所） 機械浴室（共用個別浴室２ヶ所）
相談室	1室	４人がけテーブル等
洗濯室	2ヶ所	自動洗濯機・乾燥機
事務室	1室	非常用設備等
駐車場	1ヶ所	10台分

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して各種サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

（主な職員の配置状況 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。）

職　種	配 置	職務体制	備　考
1. 施設管理者	1名	常勤兼務	総括
2. 生活相談員	1名	常勤兼務	相談・助言・入居調整等
3. 介護職員	1名以上	常勤・非常勤	日常生活向上に必要な支援行う

5. 栄養士	1名	常勤兼務	栄養摂取についての相談・支援
6. 事務員	1名	常勤	受付業務・その他

※ 入居者の利用状況等に応じて増員等変更させていただく場合があります。

<主な職種の勤務体制>

職　　種	勤　務　体　制
1. 職員の勤務体制	早番：7：30～16：30 日勤：8：30～17：30 遅番：9：30～18：30

※ 入居者の状況等を鑑み、就業規則に基づき変更させていただく場合があります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

（1） 当施設が提供する各種サービス

<サービスの概要>

種　類	内　　容

各種生活相談及 助言	施設職員は、入居者からの生活全般の諸問題について相談を受けた場合は、誠意を持って対応し、適切な助言を行います。 また、必要に応じて各種サービス等との十分な連携を図り、その有効な利用について積極的にサポートを行います。
食事の提供	施設は、入居者に対して毎日、栄養士の献立による栄養バランス及び高齢者の健康を考慮した食事を３食提供します。 特に医師の指示のある場合は、その指示により特別食を提供することが可能です。
入浴	月～土まで　午前の部９：00～11：30　その他各階個浴での対応を行っています。（安全の為、利用時間帯以外は施錠させて頂きます。尚、事情による時間外利用につきましては応相談。）
緊急時の対応	入居者は、身体の状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、ナースコール等で夜勤職員が緊急対応を図る。職員は、ナースコール等で入居者から緊急の対応の要請があった時は、遅滞なく適切な対応を行うものとする。 入居者が、予め近親者等緊急連絡先を届け出ている場合は、職員は医療機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも遅滞なく連絡を行うものとする。

介護サービス等の利用	施設は、入居者が身体状況の変化等によって日常生活上の援助を必要とする状態になった場合は、ホームヘルパー等、介護サービス等が利用できるよう、連絡等の必要な対応を行うものとする。 個別サービス利用に関しては、別途費用がかかるものとする。
自主活動への協力	入居者は、共用設備を使って自由に施設等が開催する趣味教養活動や自主的なクラブ活動、行事等に参加する事ができます。
保健衛生	入居者の定期健康診断は年１回以上行い、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮するものとする。又、入居者に対し、健康衛生知識の普及・指導を行うものとする。
非常災害時対策	防火管理責任者：施設管理者 施設には、火災・地震・風水害等非常災害に備えて、消火器・散 水栓･ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ等の消火設備・非常放送設備・非常階段などの避難設備を備えています。 別途定める消防計画に則り、年２回夜間および昼間を想定した避難訓練を入居者の方も参加して実施しています。
身体拘束・虐待・感染・事故防止の取り組み。	外部研修や内部研修に参加し知識・能力・意識向上に努めさせていただき「入居者様の健康・尊厳を守る援助」ができるように行っています。

各種サービス提供の記録・閲覧	入居者に対する各種サービス提供については記録を作成し、5 年間保管するものとし、入居者より希望があった場合、閲覧することができる体制とする。
外泊・外出	入居者は、事前に施設に届けるものとし、届け出用紙に、行き先・連絡先・帰宅予定日・時間等を記入し提出するものとする。但し、帰宅予定日等が変更になった場合、必ず施設へ連絡を要するものとする。
面会・宿泊	入居者に来訪者があった場合、来訪者台帳に記入し、事務所に届けるものとする。宿泊される場合は、必ず事前に施設の承諾を受けなければならない。但し、入居者が在室中である場合に限るものとする。
賠償責任	施設は、各種サービス提供にあって入居者の生命・身体・財産等に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償するものとする。但し、施設に故意過失がなかった場合、施設側の責任によらない場合はこの限りではないものとする。
喫煙	基本的に施設内は全て禁煙とするものとする。居室内での喫煙も禁止となりますが、特別の事情を有する場合等は施設に事前相談するものとする。
共用施設・設備	共用施設・設備等の利用時間や生活ルール等を守るものとし、施設から入居者へと投げかけながら、双方協議の上、決定するものとする。

<個別サービス利用料金>

別紙参照

（1）特別なサービスに対する費用

お小遣い・貴重品の管理等に係る事務費用については応相談にて管理させて頂きます。

施設内サポート費用（書類・生活・身体面管理サポート）

○お預かりするもの：医療・介護に係わる証明書及び保険証、お小遣い、その他必要と思われるもの。（但し、原則として預金通帳、年金証書は除く。）

○保管管理者：施設管理者

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

・現金の預け入れ及び引き出しをされる場合、依頼書を記入して頂きます。

・保管管理者は上記依頼書の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

・保管管理者は現金について出入金の都度、契約者の出入金記録を出納帳にて作成し、毎月末毎に確認するものとする。

○各居室で使用される電気代・電話代・娯楽費（新聞･ｹｰﾌﾞﾙTV・ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ他）等は入居者のご負担となります。

電気・電話に関しては、北陸電力及びＮＴＴとの個別契約となります。

（2）利用料金のお支払い方法

利用料金には、事務費、管理費及び生活費があります。事務費は、毎年（１～１２月）の収入申告に基づいて、新入居の際と、 年度毎 （４月～翌３月）に決定します。

利用料金・費用は、１ケ月毎に月末〆て算出し、翌月に請求書を発行いたしますので、当該月の翌月末（自動引落の場合は同 22 日まで）に、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1 ヶ月に満たない期間の各種サービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて算出した金額とします。）

① 指定口座への振込

② 金融機関口座からの自動引落

ご利用できる金融機関：他銀行のみ（翌月 22 日自動引落処理）

※但し、日曜日・祝祭日などにかかる場合は、銀行の翌営業日とします。

③. 窓口（事務所）での現金支払

(3) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

法人運営診療所

医療機関の名称	ボニュールクリニック
所 在 地	能美市下ノ江町イ 201 番地 1

協力医療機関

医療機関の名称	国民健康保険能美市立病院
所 在 地	能美市大浜町ノ 85 番地

協力歯科医療機関

医療機関の名称	北本歯科医院
所 在 地	能美市大成町ト 114 番地

6. ご意見(苦情含)の受付について

（1）当施設におけるご意見(苦情含)解決責任者

○同解決総責任者 ：理事長

○同処理責任者　 ：施設長管理者

○同受付窓口担当 ：責任者

○電話番号　0761－56－0011

○毎週月曜日～金曜日

○受付時間　 8：30～17：30

（2）当施設におけるご意見（苦情含）の受付

当施設におけるご意見（苦情含）・ご相談等は、以下の専用窓口で受け付けます。

ご要望等をお寄せいただいた場合、検討の上、速やかに対応をいたします。

その他、ご意見（苦情含）受付ポストを正面玄関前に設けています。

（3）第三者委員 （外部）

有

（4）行政機関その他苦情受付機関

能美市健康福祉部 いきいき共生課 介護保険室	所 在 地 ：石川県能美市来丸町 1110 番地 電話番号 0761-58-2239　　FAX 0761-58-2292
能美市根上あんしん相談センター	所 在 地 石川県能美市大浜町ノ 85 番地 電話番号 0761-55-5626　　FAX　076-55-5627
国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情解決係	所 在 地 ：石川県金沢市幸町 12 番地 1 号 石川県幸町庁舎 4 階 電話番号 076-261-5191　　FAX　076-261-5148

（5）ご意見（苦情含）処理を行う為の処理体制・手順

1.受付者より、住所・氏名・電話番号・内容等の報告を受けるものとする。

2.ご意見（苦情含）窓口担当者は、利用者宅へ連絡し、状況を把握するものとする。

3.場合によっては、利用者宅へ訪問し、詳細に状況を確認し、明確なものとする。

4.相談又は苦情窓口担当者は、必要であると判断した場合は、関係者を含めた検討委員会を開き、記録するものとする。

5.検討委員会を行わない場合には、必ず施設管理者まで処理結果を報告するとともに、記録を残して、再発防止に心がけるものとする。

6.検討を要する場合、遅滞なく対応し、対応結果は遅滞なく具体化し、利用者にも納得していただけるよう心がけるものとする。

7.発生した内容においては全て記録を残し、再発を防ぐものとする。

7. ハラスメント対策について 職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを 目指します。入居者等が他入居者や施設の職員に対して行う、暴言・暴力・ 嫌がらせ・誹謗中傷の迷惑行為、カスタマーハラスメント等の行為を禁止し ます

8. 緊急時及び事故発生時の対応について

サービスの提供中に容態の変化や事故等が発生場合は、遅滞なく主治医、嘱託医、ご家族等に連絡するとともに必要な措置を講じます。

又、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐために対策を講じます。

7.第三者評価の実施状況：無

ケアハウス　メゾン スワニエ　利用同意書

ケアハウス　メゾン スワニエへの入居にあたり、利用者に対して重要事説明書及び入居規約の本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

令和　　年　　月　　日

事 業 者

法 人 名： 社会福祉法人　喜峰会

施 設 名： ケアハウス メゾン スワニエ

住　　所： 石川県能美市下ノ江町イ 201 番地 1

説明者

氏　　名 ：

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、内容を理解し承諾いたしまし

た。

入 居 者

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

身元保証人（優先順位 1）

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名　　前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

続　　柄＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

身元保証人（優先順位 2）

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名　　前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

続　　柄＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿